

1. ラッシングベルト使用上の注意

ラッシングベルトを使用する際、下記注意事項をお守り下さいますようお願い致します。

- ① 荷物の輸送開始前及び輸送中、定期的にラッシングベルトの状態を確認する。
- ② 端末金具は、正しく固定点に掛けて使用する。
- ③ ラッシングベルトを取り外す際、荷物が安定しているか確認する。
- ④ 積み上げた荷物を下ろす際、必ずラッシングベルトを外してから荷物を下ろす。
- ⑤ 角のある荷物を固定する際、ベルトの損傷を防ぐ為に当て物を装着する。
- ⑥ ラッシングベルトは、玉掛け作業に使用しない。
- ⑦ ベルトを結んだり、ベルト同士を引っ掛けたりしない。
- ⑧ 使用温度は100℃以下とし、-30℃～50℃の温度範囲を超えて使用する場合は
最大使用力について製造業者の指示によらなければならない。
- ⑨ ラチェットバックルは、ベルトを巻軸に巻き過ぎないように、余分な長さはハンドル操作前に調節する。
- ⑩ ベルトをラチェットバックル巻軸に1回半以上巻き取る。
- ⑪ ラッシングベルトを引きずったり、投げたりしない。
- ⑫ 走行中の振動などで荷物が移動してベルトに緩みが発生する可能性がある為、ラッシングベルトを
定期的増締めする。
- ⑬ 壊れやすい荷物を固定するときは、ラッシングベルトの締付力を調節する。
- ⑭ バックルの作動を円滑にするために適時注油を行う。ただし、注油後に余分な油は拭き取る。

2. ラッシングベルト点検基準

日常点検及び定期点検

ラッシングベルトは、日常点検及び定期点検を行って使用して下さい。

日常点検…使用前に行う点検。

定期点検…使用頻度によってことなりますが、通常1ヶ月ごとに行ってください。

①点検基準-点検項目、点検方法及び廃棄基準

点検項目		点検種類		点検方法	破棄基準
		日常点検	定期点検		
ベルト 損傷状態	アイ	○	○	目視	1) 織目が分からないほどに毛羽立ち、縦糸の損傷が認められるもの。 2) 目立った切りきず、擦りきず、引っ掛けきずなどが認められるもの。 3) 縦糸が切断し、アイの形状が保たれないもの。
	縫製部	○	○	目視	1) 目立った切りきず、擦りきず、引っ掛けきずなどが認められるもの。 2) 縦糸が切断して、ベルトの剥離が少しでも確認できるもの。
	本体	○	○	目視	1) 全幅にわたり織目が分からないほど毛羽立ち、縦糸の損傷が認められるもの。 2) 目立った切りきず、擦りきず、引っ掛けきずなどが認められるもの。
その他の外観異常		○	○	目視	熱、薬品などによる著しい変色、着色、溶融、溶解など認められるもの。
使用期間		-	○	管理台帳、 表示など確認	ラッシングベルトの使用状況によって、外観に損傷及び異常がなくても使用期間を超えるもの。 - 屋内で使用する場合、使用開始後7年。 - 常時屋外で使用する場合、使用開始後3年。
バックル 及び 端末金具	変形	○	○	目視	曲がり、ねじれ、ゆがみなどが認められるもの。
	きず	○	○	目視	著しい当たりきず、切欠ききずなどが認められるもの。
	亀裂	○	○	目視	亀裂が認められるもの。
				磁粉探傷 a) 又は 浸透探傷 b)	目視によって亀裂の疑いがあり、点検方法に定められた方法で、亀裂が認められるもの。
	摩擦	-	○	計測	摩耗量が、元の寸法の 10 % を超えるもの。
腐食	○	○	目視	全体に腐食が認められるもの、又は局部的に著しい腐食のあるもの。	

a) JIS Z 2320-1による。 b) JIS Z 2343-1、2343-5及び2343-6による。